令和８年度第４回愛媛地方最低賃金審議会　議事録

日時

令和８年８月 21 日（金）13：59～14：31

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本会長、五領田委員、園田委員
労働者代表委員
　高橋委員、寺田委員、長岡委員、野村委員
使用者代表委員
　阿部委員、小池委員、武内委員、西岡委員、村上委員
事務局
　丹羽愛媛労働局長、沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、
　河端賃金係長

議題

１　開　会
２　愛媛県最低賃金の改正決定について
３　その他
４　閉　会

議事

○賃金室長
　本日はお忙しい中御出席いただきありがとうございます。また専門部会委員の皆様におかれましては引き続きの審議となりますが、よろしくお願いします。
　本日は、公益代表委員の井上委員、武井委員、労働者側代表委員の竹箇平委員が欠席されておりますが、12 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。
　それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

○森本会長
ただ今から、第４回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方は注意事項を守って傍聴いただきますようにお願いいたします。
また、報道機関の皆様には、撮影などにあたりましては、審議の妨げにならないこと、傍聴者のプライバシーに御配慮いただきますようお願いいたします。
それでは、議事次第により議事を進めます。
議事項番２「愛媛県最低賃金の改正決定について」に入ります。
愛媛県最低賃金の改正については、本日午前の専門部会で審議しておりましたが、全会一致で結審いたしました。
これから、専門部会の部会長としての立場から、「愛媛県最低賃金専門部会報告」をいたします。
事務局は「愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書」を配布してください。

（愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書配布）

○森本会長
令和８年の愛媛県最低賃金の審議状況につきまして、本審の経過を含め、報告いたします。
７月２日の第１回本審では、「愛媛県最低賃金の改正決定」について愛媛労働局長から諮問を受け、愛媛県最低賃金専門部会を設置いたしました。
７月 28 日の第２回本審では、「愛媛県最低賃金の改正決定の意見聴取」を行い、７件の意見書の提出がなされ、２名の方から意見の陳述をいただきました。
７月 31 日の第３回本審では、中央最低賃金審議会で答申された目安の伝達が行われ、同日、第１回専門部会を開催し、部会長、部会長代理を選出し、会議の公開について審議した後、金額審議が行われました。
中央最低賃金審議会の目安小委員会では、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した審議が行われました。
そして、各ランクの目安は、全国加重平均 4.9％（55 円）を基準に検討され、賃金改定状況調査結果の第４表①②における賃金上昇率はＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクより高くなっていること、第４表①②③におけるＡランクとＢランク、ＢランクとＣランクの差が昨年度より拡大していることなどを踏まえ、Ａランク 54 円(4.5％)、Ｂランク 56 円（5.2％)、Ｃランク 56 円（5.4％）とする引上げ額が示されました。
併せて、「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、「令和７年度地方最低賃

金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が取りまとめられ、これを踏まえた審議を行うよう要望があり、地域のデータ等の実績に基づく建設的で真摯な議論が行われることを期待するとの見解が示されました。

第１回専門部会で、具体的な金額審議に入り、労使双方から、金額改定審議にあたっての基本的な考えが示されました。

労働者側委員からは、

最低賃金法第１条の目的にある「労働者の生活の安定」を実現するためにも、実態を踏まえた積極的な引上げが必要であること、

健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生計費を基に算出したリビングウェッジを愛媛県最低賃金は下回っており、現行水準では最低生計費を十分に賄えていないこと、

愛媛県のパートタイム労働者の実際の募集賃金下限額の 1,173 円は、現在の最低賃金額を 140 円上回っていること、

地域間格差は、依然として 200 円を超える差があり、労働力流出を招き、人口減少や人手不足に悩む地方の中小・小規模事業場の経営環境を一層厳しくしていること、

最低賃金法では、法定発効が原則であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られ、最低賃金近傍で働く多くの労働者は、最低賃金改定を待たなければ賃金が引き上げられない実態にあることから、賃上げ効果を速やかに社会全体へ波及させるためにも、早期発効が重要であること、

昨年の大幅改定においても、最低賃金の引上げが企業倒産を直接的に増加させたと認められる明確な根拠はなく、人口減少と深刻な人手不足こそが地域経済全体の課題であり、人材確保・定着の観点からも賃上げが急務であること、

などの意見が示されました。

使用者側委員からは、

物価上昇に伴う生計費の上昇など、最低賃金を引き上げることの必要性は理解できるが、支払能力を超えた過度の負担を使用者が負わないようにする必要があること、

指標としては、賃金改定状況調査結果の第４表の賃金の引上げ率や中小企業の賃金の状況を対象とした調査結果などが考えられるが、賃金の引き上げは防衛的に行われており、実績を伴わない引上げを行っている企業が多いこと、

Ｂランク目安 56 円は、本県での引き上げ率にして 5.42％となり、大手企業の賃上げレベルと同等の高い率であり、賃上げ原資の乏しい中小企業なども含めた、すべての使用者に罰則付きで強制される最低賃金の引上げ率として、本当に適切であるか疑問であること、

過大な影響が発生しないように、影響率にも注目する必要があること、

などの意見が表明されました。

８月５日の第２回専門部会と８月 19 日の第３回専門部会では、労使双方の基本的な

考え方に基づき、複数回にわたって金額が提示され、一定程度の歩み寄りがありましたが、金額と意見に隔たりが大きかったため継続審議となりました。

また、使用者側からは、最低賃金の発効日に関して、目安どおりであれば法定どおりの発効を考えているが、上積みされる場合は、11 月１日の指定日発効も検討していただきたいとの意見がありました。

本日８月 21 日の第４回専門部会でも、議論を重ねましたが、最終的に労使の意見の一致には至らず、公益案を提示することとなりました。

公益委員で協議を行い、専門部会で提示した公益案について説明しますので、お手元の専門部会報告書を御覧下さい。

２枚目別紙１のとおり、１時間 1,093 円、引上げ額 60 円、引上げ率 5.81％、効力発生日につきましては、令和８年 11 月１日指定日発効として、公益案を提示しました。

公益案の提示につきましては、まずは全国的な経済指標等を踏まえ、中央最低賃金審議会から示された目安Ｂランク 56 円引き上げの目安を十分に参酌しながら、愛媛県の経済指標に基づく全国における位置づけ、あるいは更に、Ｂランク内での愛媛県の位置を考慮すべきであるという考え方、また、既に他県の答申が出されている状況にありますが、そういった答申状況を踏まえた地域間格差の解消の観点も考え方から、本年度は特に労働力流出に歯止めをかけ、中・長期的に県内の労働力確保につなげていくという、明確な公益委員としてのメッセージを出すべきではないかと考えたところです。

今回はプラス 60 円ということで、この引き上げ後の時間額 1,093 円ですけれども、香川県を１円上回る最低賃金になっております。愛媛県の最低賃金がこれまで香川県の最低賃金を上回ったことはなく、今年度初めて香川県を上回ることになりました。

先ほどお伝えしましたとおり、公益委員としては、今後ますます人口減少等に伴いまして、労働力流出に歯止めをかける必要があるということで、特に他のＢランクの結果も意識しながら、引き上げ額について目安にプラス４円上積みした 60 円が適当ではないかと考えたところです。

その一方で、今回の引上げ額 60 円ですけれども、昨年は引上げ額 77 円ということで、過去最大の引上げでしたが、この 60 円の引き上げも、一昨年の 59 円を上回る過去２番目の大幅な引き上げとなります。影響率につきましても、去年の引き上げによる影響率を上回る状況にあります。

そういったところから、公益委員としましては、最低賃金引き上げに伴う事業者の準備期間等々も必要であると考えております。

本来、法定発効が原則でありますけれども、一昨年、去年、今年と大きな最低賃金引き上げになっておりますので、本年度につきましては、そういった使用者に対する配意が必要であるということで、11 月１日の指定日発効とさせていただきました。

これ以上の発効日の大幅な遅れということになりますと、労働者に対する影響も大きくなるところでありますので、11 月１日指定日発効というところが、適切ではないかと

公益委員として考えたところです。
　そういったことを考慮しまして、先ほどお伝えしました公益案を提示させていただきました。
　公益案の提示につきましては、公労協議・公使協議を踏まえてお示しいたしましたけれども、本日の午前中かなり審議時間をオーバーして、かなり協議が難航しました。色々な事情を踏まえて公益案を提示させていただき、最終的に公益案の採決を行いました。
　公益案の採決では、労使各側委員の御理解を得て最終的に全会一致で決議に至りました。
　このため、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとなり、本日午前の専門部会において答申したところです。
　専門部会において全会一致で結審しましたので、「審議会はあらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」との最低賃金審議会令第６条第５項が適用され、すでに答申して答申済となっておりますが、改めて審議会の会長として愛媛労働局長に答申文をお渡しすることといたします。

（答申文を会長から愛媛労働局長へ手交）

○森本会長
　事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

（賃金指導官は答申文を朗読）

○森本会長
　ただ今の内容が、当審議会の答申となります。
　局長から御挨拶があると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

○局長
　森本会長はじめ、公・労・使の委員の皆様におかれましては、本年の地域別最低賃金の改定にあたり、専門部会、本審を通じて熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。
　さて、本年度の各ランクの引上げ額の目安は、全国加重平均 4.9％（55 円）を基準に検討された結果、中央最低賃金審議会からは、Ａランク 54 円、Ｂランク 56 円、Ｃランク 56 円とする過去２番目に高い引上げ額が目安として示されました。
　愛媛県においては、Ｂランクに位置付けられ、地域間格差の是正もあって、難しい判断が求められる状況でしたが、真摯かつ丁寧な議論により、結論を導き出していただいたことに、深く感謝申し上げます。

ただ今、いただきました答申につきましては、法令に基づく手続きを経た後、発効することとなりますので、関係労使団体、自治体の皆様にも御協力をいただきながら、中小企業・小規模事業者に対する支援策と併せて、効果的な周知に努めてまいります。

また、今回の答申に当たっては、業務改善助成金のさらなる活用促進に向けた制度の拡充、価格転嫁交渉の支援、『年収の壁』の環境整備など、政府全体に対する御要望をいただきました。

御要望の内容は厚生労働本省に伝えるとともに、愛媛労働局といたしましても、中小企業・小規模事業者に対する支援などの施策を着実に進めてまいります。

今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、御尽力を賜りますよう、お願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

○森本会長

ありがとうございました。

先ほど説明しましたように、当審議会としての結論をまとめましたが、法令の手続きに基づく、異議の申出の手続きがございます。

本件に関する異議申出の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きにつきましては､最低賃金法第 11 条第１項に基づき、本日、愛媛労働局の掲示板に公示いたします。

県内の労働者又は使用者は､同条第２項に基づき､公示のあった日から 15 日以内に、愛媛労働局長に異議を申し出ることができることとなっております。

本年は、公示日の翌日から起算して 15 日を経過する日が、９月７日（月）となり、この日までに行われた申出が受理されることとなります。

異議の申出があった場合は、愛媛労働局長から審議会に意見を求めることとなり、翌開庁日の９月８日（火）に第５回本審を開催し、審議いただくこととなります。

以上です。

○森本会長

ただ今、事務局から説明のありましたとおり、９月７日（月）までに異議の申出があった場合は、第５回本審を開催し、審議することになります。

ただ今の説明につきまして、御質問がありましたらお願いします。

（発言なし）

○森本会長
　それでは、議事を進めます。
　議事項番３「その他」に入ります。事務局から次回の開催について、御案内をお願いします。

○賃金室長
　次回、第５回本審は、９月８日（火）13 時 00 分から松山若草合同庁舎７階共用大会議室で開催いたします。
　事務局からは以上でございます。

○森本会長
　以上をもちまして、第４回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。
　皆様お疲れ様でした。